

平成 28 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果

平成 29 年 12 月 5 日

総務省行政管理局

- 1 主務大臣による平成 28 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価（年度評価）及び 28 年度に中長期目標期間を終了した独立行政法人の中長期目標の期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）について、
  - ・ A 評定以上の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
  - ・ C 評定以下の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策を記載されているか
 との観点から、評価書の記載状況を点検したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。
  
- 2 点検に当たっては、
  - ・ A 以上の評定について、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠・理由に係る具体的な記述が確認できたところ、中には、取組の内容は記述されているものの、評定に至った根拠・理由の合理的かつ明確な説明が十分でないと考えられるものが数例見られたため、これらについては、事務局において、所管府省に評定に至った根拠・理由を確認した。
  - ・ C 以下の評定について、いずれも改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策に係る何らかの記述を確認した。
  
- 3 なお、情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況をみると、
  - ・ 情報セキュリティ対策について、いずれの法人も評価が実施されており、情報セキュリティに関する事項を理由に C 以下の評定が付されている 1 法人については、改善のために講じた方策の内容が具体的に記載されていた。
  - ・ 調達等合理化について、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由に C 以下の評定が付されている 2 法人については、いずれも改善のために講じた方策の内容が具体的に記載されていた。
  
- 4 委員会としては、S、A、B、C、D といった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った判断の根拠、理由等が合理的かつ明確に説明され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。
 

つまり、評価を実施した結果、独立行政法人の良い取組については継続し、又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には、見直し方策を講ずるなど目標に向けたより優れた取組や工夫を行うことを通じて、独立行政法人の政策実施機能の最大化が図られるべきである。

(参考)

## 年度評価及び期間実績評価における評価の状況

### 1 年度評価

表1-① 年度評価の結果（府省別）

（単位：項目、％）

区分	評価数					評価数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 27年度	
内閣府 (3)	2	12	49			63	22.2	20.6
消費者庁 (1)		9	78	6		93	9.7	2.1
総務省 (3)	1	15	52	4		72	22.2	30.0
外務省 (2)	3	13	26	1		43	37.2	38.1
財務省 (3)		13	40	1		54	24.1	21.0
文部科学省 (23)	10	93	401	5		509	20.2	20.2
厚生労働省 (17)	6	40	150			196	23.5	12.4
農林水産省 (9)		14	174	1		189	7.4	9.5
経済産業省 (10)	3	25	39			67	41.8	40.6
国土交通省 (15)	1	53	210	6		270	20.0	22.0
環境省 (2)		10	35			45	22.2	14.6
防衛省 (1)			16			16	0.0	0.0
合計 (89)	26	297	1,270	24		1,617	20.0	18.2

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。文部科学省の法人数には、日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）を含む。

2 「A」以上の割合欄内の（参考）27年度欄には、平成27年度の年度評価における「A」評価以上の割合を記載しているが、27年度と28年度では、法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることなどから、割合を単純に比較することはできない。

表1-② 年度評価の結果（法人類型別）

（単位：項目、％）

区分	評価数					評価数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 27年度	
中期目標管理法人 (55)	9	157	842	17		1,025	16.2	12.6
国立研究開発法人 (27)	16	115	312	3		446	29.4	29.3
行政執行法人 (7)	1	25	116	4		146	17.8	15.0
合計 (89)	26	297	1,270	24		1,617	20.0	18.2

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

2 「A」以上の割合欄内の（参考）27年度欄には、平成27年度の年度評価における「A」評価以上の割合を記載しているが、27年度と28年度では、法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることなどから、割合を単純に比較することはできない。

表1-③ 年度評価の結果（業務別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D			(参考) 27年度
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	26	270	623	12		931	31.8	29.0
サービスの質の向上 （中期目標管理法）	9	135	439	8		591	24.4	19.3
サービスの質の向上 （行政執行法人）	1	22	51	2		76	30.3	24.4
研究開発成果の最大化 （国立研究開発法人）	16	113	133	2		264	48.9	47.1
業務運営の効率化		13	264	5		282	4.6	3.7
財務内容の改善		12	163	3		178	6.7	4.7
その他業務運営		4	220	4		228	1.8	2.2
合計 (89)	26	297	1,270	24		1,617	20.0	18.2

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

2 「A」以上の割合欄内の（参考）27年度欄には、平成27年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、27年度と28年度では、法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることなどから、割合を単純に比較することはできない。

## 2 期間実績評価

表2-① 期間実績評価の結果（府省別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
総務省 (1)		3	15	1		19	15.8
外務省 (2)	1	15	26	1		43	37.2
文部科学省 (1)	1	5	17			23	26.1
厚生労働省 (1)		2	8			10	20.0
国土交通省 (2)		8	34			42	19.0
合計 (7)	2	33	100	2		137	25.5

(注) 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

表2-② 期間実績評価の結果（法人類型別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法 (6)	1	28	83	2		114	25.4
国立研究開発法人 (1)	1	5	17			23	26.1
合計 (7)	2	33	100	2		137	25.5

(注) 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

表 2-③ 期間実績評価の結果（業務別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	2	29	49	2		82	37.8
サービスの質の向上 （中期目標管理法）	1	24	39	2		66	37.9
研究開発成果の最大化 （国立研究開発法人）	1	5	10			16	37.5
業務運営の効率化		2	23			25	8.0
財務内容の改善		2	10			12	16.7
その他業務運営			18			18	0.0
合計（7）	2	33	100	2		137	25.5

（注） 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

## 3 年度評価における情報セキュリティ対策及び調達等合理化に関する取組の評定

表 3 情報セキュリティ対策及び調達等合理化に関する取組の評定

（単位：法人）

区分	評定数				
	S	A	B	C	D
情報セキュリティ対策		5	82 (22)	1 (1)	
調達等合理化		5	81 (24)	2 (2)	

（注） 評定数欄の括弧内は情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組を単独の評価単位としている法人数を表す。

その他の法人は、「内部統制」や「その他業務運営に関する重要事項」等の項目において、情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組と他の業務実績とをまとめて評価している。このため、情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組以外の実績をもとに標準の「B」以外の評定が付されている法人がある。